

○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則                      （この法律の失効）                      第二条 この法律は、平成三十六年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>	<p>附則                      （この法律の失効）                      第二条 この法律は、平成三十一年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。</p>